



にしはら

2013
No.494
4



マリントウンでウォーキング&クイズに挑戦 ～あがりティーダウォーキング ウォークイズ大会を開催～ (関連記事 16 ページ)

町の世帯・人口 平成25年1月31日現在

人口	男	17,697人
	女	17,537人
	計	35,234人
世帯数		13,565世帯

特定健診の受診状況 (平成25年1月末現在)

受診率	30.8%
受診率目標	65%
目標まであと	2,210人

今月のトピックス

- 平成25年度施政方針 2
- 住民票の異動(変更)届 10
- 町税等の納付には口座振替が便利です 11
- 特定健診・特定保健指導 12
- あがりティーダウォーキング 14
- 難病等の方々が障害福祉サービス等の対象となります 18
- 狂犬病予防集合注射の実施について 21
- 子どもの予防接種が変わります 22
- 西原児童館ファミリークラブ会員募集 23
- 病後時保育事業 24
- 保育所保育料における寡婦(夫)控除のみなし適用 25
- 産科医療保障制度 26
- 就学援助希望者の申請 27

沖縄振興特別推進交付金
(一括交付金)事業

西原町 原動機付自転車 オリジナルナンバープレートデザインが決定!

西原町らしさを最大限に表現した「西原町オリジナル」のナンバープレートのデザインが決定しました。この事業は沖縄振興一括交付金の事業として実施されました。西原町のオリジナルナンバープレートは、町民から愛着をもたれ、地域振興、観光振興の一環として西原町を県内外に広くPRすることができるデザインの製作を目指しました。9月から約1ヶ月、デザインを町民から公募したところ、475点の応募があり、厳正な審査の結果、安里春美さんの作品に決定しました。

安里さんの作品をもとに完成したナンバープレートのデザインは、50cc以下用の白色、51cc以上90cc以下の黄色、91cc以上125cc以下のピンクの3種類です。(右写真)

デザインへの思いについて安里さんは「西原町のシンボルのブーゲンビリアとさわふじを入れたかった。夫のアドバイスも参考に作りました。」と語り、自分のデザインをもとにして作られたナンバープレートを見ながら「選ばれて驚いている。このプレートをつけたバイクが公道を走ることを考えるとワクワクします。」と喜びました。

また、上間町長は「西原でバイクを持つ人たちにとって、西原に愛着がわくプレートになってほしい。地域特性を発揮する素材になれば。」と期待を寄せました。



西原町原動機付自転車

オリジナルナンバープレートの発行について

平成25年4月1日から、オリジナルナンバープレートの発行を開始します。4月1日以降、新規で登録する原動機付自転車で使用されるナンバープレートには、オリジナルデザインのものをお渡しします。(通常のタイプを希望される方には、従来のタイプを発行します。)

すでにナンバープレートの交付を受けており、交換を希望する方は以下のものを持参し、総務部税務課で手続きをしてください。

現在使用しているナンバープレート ・ 標識交付証明書 ・ 自賠責保険証 ・ 印鑑



お問い合わせ 総務部税務課 町県民税係 ☎945-4729 (内線 142)

西原きらきらビーチで日本代表を選考! ～ユニバーシアード競技大会のビーチバレー代表選考合宿～

今年の7月にカザン(ロシア)で開催される第27回ユニバーシアード競技大会のビーチバレー日本代表の選考をかねた合宿が3月10日から8日間、西原きらきらビーチで行われました。今回の合宿には、男女とも5名の選手が参加。練習やゲームを通じて、2人1組のペアとリザーブの合計3名の選考が行われました。

この合宿は、沖縄県の一括交付金事業の一環として合宿を誘致したものの、(公財)日本バレーボール協会ビーチバレー強化委員会の瀬戸山正二さんは「西原のビーチの砂はビーチスポーツに適しており、充実した合宿ができる。」と喜びました。

また、16日には町内の小学生を対象にした「キッズビーチバレー教室」が開催され、120名の子どもたちが参加。ビーチバレーの楽しさを味わいました。



ユニバーシアード競技大会とは・・・

大学・大学院生を対象にした「学生のためのオリンピック」ともいわれる大会のこと。2年に1回開催されます。



第27回ユニバーシアード大会ビーチバレー日本代表選考合宿参加者(敬称略)

- 【男子】村上 斉(放送大学卒業)・庄司 憲右(天理大学卒業)・佐藤 洸祐(了徳寺大学4年生)・豊田 茂穂(中京大学4年生)・高橋 巧(了徳寺大学3年生)
- 【女子】永田 唯(鹿屋体育大学卒業)・溝江 明香(産業能率大学4年生)・藤井 桜子(日本体育大学2年生)・石田 アンジェラ(産業能率大学3年生)・豊田 悠(了徳寺大学2年生)・鈴木 千代(産業能率大学1年生)

町民の目線に立ち 町民本位の町政を

3月5日の平成25年第2回西原町議会定例会で、上間明町長が述べた平成25年度施政方針は次のとおりです。

1 はじめに

本日、平成25年第2回西原町議会定例会が開催されるにあたり、今年度の町政運営の基本となる平成25年度予算案をはじめ、諸議案の説明に先立ち、まず町政運営にあたっての私の所信の一端を申し上げ、議員各位及び町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、世界経済は欧州債務問題や米国の高失業率が引き続く課題となり、新興国が成長をけん引する形となっているものの、景気減速が強まった結果、依然として先行き不透明な状況が続いております。このような中で日本経済は、昨年12月に誕生した安倍新政権の経済政策、いわゆるアベノミクスによって経済再生を実現することができているかどうか、その期待が高まっております。

一方、本県においては普天間基地移設問題やオスプレイ配備問題で揺れる中、沖縄県議会をはじめ、41市町村・議会が「沖繩の心」を強く訴えるなど、画期的な県民運動が広がりました。また、新たな沖繩振興

計画「沖繩21世紀ビジョン基本計画」や沖繩振興特別推進交付金（一括交付金）制度がスタートしてまいります。こうした中で、本町においても、昨年新たなまちづくりの指針となる「まちづくり基本条例」がスタートしましたが、今後その理念を活かした町民協働の「文教のまち西原」の実現が求められています。

昨年9月、私はお蔭さまで、無投票で再選させていただきました。改めてその責任の重さを痛感しており、今後とも初心を忘れることなく町民の負託に応えるため「町民の目線に立ち 町民本位の町政」を基本理念に、

- 一 平和なくして町民福祉なし 平和がすべての原点
- 一 町民が主体の「協働参画のまちづくり」の推進
- 一 町民の税金を大切に使う 予算執行
- 一 職員との信頼関係の上に、職員が能力を十分に発揮できる風通しのよい職場づくり

を基本姿勢として、着実に確かな行政運営を確立してまいります。今、時代は大きな変革の時代を迎えています。国も、特に21世紀初頭の3大潮流と言わ

次に、平成25年度主要施策の概要を申し上げます。



庁舎等複合施設の完成イメージ

3 平和事業の推進

去る大戦では10数万人の県民が犠牲になり、本町においても当時の住民の約半数近くも尊い命と多くの財産、そして貴重な文化遺産や自然を失い、今だに不発弾の処理や遺骨収集などを強いられています。このようなことから、私は平和の問題については、町政の最重要課題として位置づけ、あの忌まわしい沖繩戦の悲劇を忘れることなく「命どう宝」を後世に語り継ぎ、

平和な社会建設に努めていくことが何より優先されるべきものと考えています。そこで、町平和事業推進委員会を



西原町戦没者追悼式

- (11) 西原南幼稚園新増築事業設計委託業務
 - (12) 西原東幼稚園トイレ改修工事
 - (13) 学習支援員等配置事業（一括交付金）
 - (14) 子ども読書活動推進計画の実施
 - (15) 内閣御殿保存管理計画の策定及び東江御殿石牆の整備事業
- など、主な新規事業をはじめ、諸施策について予算編成しました。
- 以上、町政運営の基本姿勢及び平成25年度の予算の特徴を申し上げますが、次に執行体制と行財政の確立について申し上げます。

2 執行体制と行財政の確立

執行体制については、新規事業や継続事業への対応をはじめ、地方分権による権限移譲や一括交付金などにより、事務事業、行政需要は年々増大しています。このようなことから、国・県からの事務の権限移譲や一括交付金への対応を強化するとともに、西原町行政改革大綱を踏まえて、効率的な行政運営を推進します。

地方自治体は、その地域における最大のサービス産業であります。町民は最大の顧客であるとの認識の下に、明るくさわやかな住民サービスを通して親しみ易い職場づくりに努めます。また、地方分権の進展に対応し、職員の資質の向上と職場の活性化に向けて、引き続き職員の自発的な自治研究活動を支援します。

本庁舎は、建築から45年が経過し、老朽化、狭隘化により、住民サービスの面で不便をきたしており、庁舎建設は喫緊の課題であります。前年度は庁舎、地域交流センター（町民ホール）、保健センター、地域防災センターから構成される庁舎等複合施設の工事に着手しました。今年度は引き続き当該工事を進めるとともに太陽光発電設備と外構工事を実施し、年度内で施設全体の竣工を図ります。

行政運営の公正の確保や透明性の向上及び町民の権利利益保障については、引き続き、情報公開制度・個人情報保護制度の運用・強化を図ります。

平成25年度の地方財政は、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移するなど、益々厳しい状況にあります。本町財政においても、

障害者や高齢者、児童などを含む全ての町民が生きがいのある豊かな生活を送ることができ、明るく住みよい社会を実現するために、保健・医療・福祉の調和のとれた総合的な地域福祉の充実に努めます。

高齢者福祉

本町の高齢者人口は、ゆるやかながらも年々増加の傾向にあることから、高齢化社会の将来像を見据え、町高齢者保健福祉計画「ことぶきプラン2012」に基づき、各種高齢者福祉サービスの充実強化に努めます。

介護保険事業は、第5期介護保険事業計画に基づき、可能な限り在宅で介護が継続できるように介護保険サービスの拡充を図るとともに、保険給付費の適正化に努めます。また、引き続き介護予防事業を積極的に推進するとともに、健康な高齢者づくりのため、いいあんべー家及びいいあんべー共生事業の拡充強化を図ります。さらに、地域包括支援センターとの連携により、高齢者が健康で住み慣れた地域で安心して暮らしていける

をはかることで障害者を虐待から守り、擁護者に必要な支援を行います。また、今年度は、育成医療が県から町へ事務移譲されることにもない事業のスムーズな運営を目指します。

小児慢性特定疾患児への支援として、日常生活用具の給付を継続し、経済的負担の軽減と日常生活の便宜を図ります。

精神保健福祉事業については、在宅精神保健の充実強化のため、町地域活動支援センター「さんさん」と連携を図り、精神障害者の社会復帰を支援します。

地域福祉活動の推進
町民の多種多様なニーズに対応した活力ある「ふれあいのまち」を築いていくためには、町民相互の助け合いや交流の輪を広げ、ともに支え合う地域社会づくりが重要であります。そこで、今年度も町社会福祉協議会のふれあいのまちづくり事業を支援し、地域福祉の推進に意欲的に取り組みます。また、昨年度同協議会で策定された第3次町地域福祉活動計画を踏まえ、ボランティアアセンター、ボランティア連絡会の機能充実強化を図るとともに、見守り活

まちの実現をめざします。高齢者ができる限り要支援・要介護状態に陥ることなく、その人らしい生活を継続することができるよう努めます。そして在宅老人移送サービス事業などを継続して実施するとともに、寝たきりの高齢者を介護している家族に対し、介護用品の支給を行います。高齢者がいきいきとしたライフステージを実現できるように健康づくりと生きがい対策を図るため、引き続き町老人クラブ連合会や町単位老人クラブへの補助金を交付します。

本格的な高齢化社会を迎える中、豊かで活力に満ちた地域社会を維持していくためには、高齢者が培ってきた知識と経験を活かすことが大切です。そのため、今後とも希望に満ちた社会参加を進めている町シルバー人材センターの支援に努めます。

児童・母子（父子）福祉
次世代を担う子ども達が健康やかに生まれ育つことは、国民全ての願いであります。しかし、子ども達を取り巻く環境は、出生率の低下や核家族化、女性の社会進出、都市化などによって大きく変貌して

きています。このような中、子育てを支援し安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりを推進するため、町次世代育成支援行動計画に基づき、さらなる児童福祉の充実に努めます。そして、子育てと就労の両立支援策として保育に欠ける乳幼児の保育園への受け入れ及び慢性的な待機児童の解消に努めます。今年度は、西原保育所の代わりとなる新規認可保育園の開園と既存認可保育園の移転改築により、入所定員を拡大します。さらに、年度途中においてあと1園の移転開園により入所定員のさらなる増に努めます。

保育の充実として、心理士による保育園への訪問指導により発達が気になる園児やその親、保育士への支援に努めます。また、認可外保育園に対する助成の充実に努めるなど、多様な保育ニーズへの適切な対応を図ります。

児童健全育成については、西原南小学校区への三世交代施設（仮称）の建設の基本設計に着手すると共に、児童館や放課後児童クラブなどの充実強化に努めます。さらに、昨年より本格実施した与那原町、中城村と連携

した三町村広域のファミリーサポートセンター事業のさらなる充実に努めます。小児の医療費については、引き続き入院費の助成対象を、乳幼児から中学校卒業まで行い、児童生徒の保健の充実を図り健やかな成長を支援します。

5 保健医療の充実

(1) 母子保健事業の推進

町次世代育成支援行動計画に基づき、妊産婦や乳幼児期の健康管理を行います。妊婦健康診査においては、引き続き14回分の助成を行い受診率の向上に努めるとともに、生活習慣病予防の視点も含めた妊婦などへの支援に努めます。また、乳幼児健診後の親子療育事業「親子ひろば」を引き続き実施します。

また、感染症を予防するため、従来の予防接種に加え、平成23年1月から開始したヒブワクチン・小児肺炎球菌ワクチン接種を行うとともに、全面無料化を継続し、はしか0をめざすなど、疾病予防に努めます。

(2) 成人保健事業の推進

20代、30代の若い世代の健診及び保健指導の充実を図るとともに、40代以降では、特定健診・特定保健指導を行い、生活習慣病の温床である肥満と慢性腎臓病対策を重点

的に実施します。また、本町の死亡原因第一位のがん対策としては、早期発見するために各種がん検診の充実を図るとともに、引き続き個別検診を取り入れ受診しやすい環境づくりに努めます。

さらに、女性の健康を守るため、県内でいち早く実施した子宮頸がんの予防接種についても取り組みます。高齢者の健康を守るため、高齢者肺炎球菌ワクチン接種を実施し、健康長寿をめざします。

また、総合的な健康づくりの取組みとして「自分の健康は自分でつくる」ことを目標に「町民減量革命」を推進し、ウォーキング会を引き続き実施します。食事や生活習慣の改善を図るための側面的サポートとして食生活改善推進員の養成を行い支援体制の充実を図ります。

国民健康保険については、県内の多くの市町村が赤字を抱える中、本町においても医療制度改革の影響や保険給付費の伸びなどに伴い、依然として厳しい財政運営が強いられる状況にあることから、医療費の抑制を目的とする各種

の保健事業を実施するとともに、医療費の適正化に向けてレセプト点検を強化します。また、保険税の収納率向上特別対策事業を継続し、税の徴収率を高めるとともに、今年度も引き続き国保財政の安定化を図り、健全な事業運営に努めます。

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）については、安心して医療が受けられるように、沖縄県後期高齢者医療広域連合と連携し、適切な制度運営に努めます。

心の健康づくり
心の健康づくりの充実を図るために、うつ病予防対策及び自殺予防対策を強化し、その一環として、ゲートキーパー養成講座を進めていきます。

畜産業は、セリ価格が少しずつ回復の兆しは見られるものの、経営を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあります。そのような中、山羊生産農家において、今年1月に家畜人口受精師が誕生し、町の山羊生産振興に弾みがつきました。今後の生産拡大の推進に取り組みます。

町では、畜産農家の経営基盤の安定、体質の強化を図るため、優良種畜導入の補助や家畜予防注射などを実施するとともに、農家の所得向上を図るため、関係機関の協力のもと、農家の飼育技術向上に取り組みます。今後の農業振興にあたって

6 産業の振興

(1) 農業の振興

本町農業の基幹作物であるさとうきびは、生産者の高齢化や担い手の減少及び台風による被害等、厳しい状況にあります。そのため、優良種苗の普及や

古株更新の奨励、病害虫防除、機械化の推進等に強力的に取り組むとともに、西原町さとうきび生産組合をはじめとする関係団体と連携を強化し、生産振興に努めます。

園芸作物については、収益性の高い品目の栽培、品質の向上と安定出荷を推進するため関係機関や団体と連携を強化するとともに、農業施設補助金や農薬購入補助金等を交付し園芸農業の振興を図ります。また、毎年台風等による農作物の被害を解消するため、園芸施設の導入の推進を図ります。

障害者（児）の福祉
全ての人が個人として尊重され、安全かつ快適に暮らすことができ、自らの意思で等しく社会参加し活動することは、とても重要であります。地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるため、今年4月から障害者自立支援法が障害者の日常生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に変わります。新法により、障害者の範囲に難病等が追加され障害福祉サービスの対象者が拡大されました。障害をもつ町民が暮らしやすい社会をめざして策定された町障害者計画「ほのぼのプラン2012」及び「町障害福祉計画」に基づき、各種の生活支援の充実強化に努めます。

障害者の社会参加の促進については、沖縄県福祉のまちづくり条例などの啓発・広報活動を推進し、生活環境のバリアフリー化に努めるとともに、障害者優先調達推進法の広報周知に努めます。また、町主催の事業などにおける手話通訳の配置を引き続き行います。

平成24年10月から施行された障害者虐待防止法に基づき、虐待防止対策事業の充実

は、遊休農地の解消及び担い手の育成・確保が重要であります。

昨年度から、町耕作放棄地解消対策協議会及び農業委員会並びに関係機関連携のもと、(株)農業生産法人西原ファームにおいて、耕作放棄地が徐々に再生され農作物の生産に活用されているところ。引き続き耕作放棄地再生に向け取り組んでいきます。

農産物直売所については、早急に設置場所や規模の検討を進めてまいります。また、国の食と農林漁業の再生のための基本方針に基づき、人・農地プランを策定し、新規就農者の育成に努めます。さらに、学校給食への地場農産物の利用拡大を含めた地産地消の推進を図り、地域農産物の消費拡大に努めます。



耕作放棄地解消対策事業の実証圃場

対する個別訪問を行うなど広報活動を強化することで下水道への早期接続を推進します。また、下水道雨水事業についても、西原西地区土地区画整理事業地区内における水路整備を進めます。

上原棚原土地区画整理事業については、今年度は換地処分のお知らせ、新地番や清算金等の説明を地権者に行います。

(3) 上水道事業の充実

上水道は、健康で文化的な日常生活を営む上で、なくてはならないものであり、安全でおいしい水を安定的に供給することは重要であります。また、各種産業活動や都市機能を維持するためにも必要不可欠であり、その果たす役割は重要であります。本町は、送配水施設の整備拡充と経営の安定化に向けて努めてきました。今後なお一層の充実を図ります。

(4) 交通安全施設の整備と安全教育の推進

(2) 水産業の振興

水産業は、与那原・西原町漁業協同組合及び西原支部との連携を強化するとともに、漁業の生産性の向上及び安全確保に向け、水産奨励補助金を交付し、漁業の振興に努めます。また、より良い漁業の環境づくりのため、船だまり整備などの課題事項についても県と協議のうえ取り組みます。

(3) 林業の振興

森林は、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全形成など、公益的機能を有し、地球環境や人間生活に重要な役割を果たしています。このような中、今年度は、施肥保育、雑草刈り、松くい虫被害木伐倒駆除など、自然環境の保全形成、森林の整備推進を図り、緑豊かなまちづくりを努めます。

(4) 商工業の振興

商工業の振興については、町商工会との連携を強化しつつ、6次産業化に向けた農工商連携の推進に努めます。また、小那覇工業専用地域や東崎商業地域などへの企業誘致、企業立地に対する課税免除などを推進するとともに、地元企業への公共事業の

優先発注、町産品優先使用など引き続き推進し、町内企業の育成を図ります。

県内の雇用情勢については、依然として深刻で厳しいものがあります。町としても、これまで雇用サポートセンター開所以来、町民の雇用機会の創出・拡充を図ってきたところであり、今年度も引き続き、強力的に町商工会や関係機関、団体等との連携強化を図るとともに、町広報紙やホームページ等を活用し、求人・求職者の登録を行い、新たな雇用創出の確保に努めます。

観光振興については、本町の独特の歴史・文化と自然資源の魅力が相まって、国内有数の観光地として多くの観光客が訪れています。

本町においては、ゴルフ観光や西原マリナタウン地域の海浜レクリエーション空間を活用しての、海浜スポーツイベントや音楽文化イベントで賑わってきました。今年度は、昨年作成した観光マップによるPR活動や商工会及び関係団体等と連携を図り、国指定の文化財「内間御殿」など、町内の地域資源の発掘と活用、さらに地場産品の開発に努めるなど観光基盤の整備に取り組めます。

住民の安全確保と交通事故の未然防止のため、「交通安全の町」、「飲酒運転撲滅の町」を宣言し、交通安全意識の高揚に努めてきました。今後とも引き続き、交通安全施設の整備促進を図るとともに、交通安全教育についても、関係機関・団体と連携しつつ、交通安全指導や広報啓発活動などを実施します。

(5) 消防・防災体制等の確立

昨年度は町地域防災計画の見直しをはじめ、防災マップの作成、海拔表示板の設置及び町防災行政無線の整備を行うてまいりました。災害から町民の生命や財産を守るため、今年度は、自主防災組織結成の支援及び育成に努め、併せて防災訓練を実施します。また、災害は、いつ何処で発生してもおかしくないという教訓を踏まえ、今後も町民への防災意識の高揚に努めます。さらに災害時の支援を必要としている方々の支援のために作成している「災害時要援護者リスト」とそれを活用した個別計画の充実強化を図ります。

防犯活動については、関係機関・団体と連携し、地域安全活動などを通して、犯罪のない明るく住みよい地域社会

7 安全で住みよい生活環境の整備

(1) 道路網及び排水の整備

住民生活及び産業活動に不可欠な安全性と利便性を確保し、快適で住みよい生活環境の整備を図り、課題事項の道路・排水路整備を進めます。

今年度は、新規事業として老朽化した森川3号線の橋梁架替整備事業や地域から長年整備要請のあった我謝白川原地区道路整備事業に着手します。

継続事業として兼久・仲伊保線や小波津川南線・北線、森川翁長線、東崎兼久線等の道路網の整備に取り組みます。

また、洪水の防止・防災対策の強化に向けて、雨水利用促進助成を図るとともに地域の安全・防犯を強化するため防犯灯の拡充を図ります。

(2) 都市基盤施設の整備

国、県事業については国道329号と那原バイパス(西原区間)や県道浦添西原線、同那覇北中城線事業、小波津川河川改修事業を連携して推進します。

さらに平成25年度7月1日から施行される町生活環境保全条例に基づき、生活環境の保全等に関する施策を推進します。また、産業廃棄物の中間処分場に関する諸問題について、計画段階から町への届出等を義務付け、事業実施後も適正に運営されているかを確認することで、町民の健康を保護するとともに良好で快適な生活環境の保全に努めます。

生活排水対策については、合併処理浄化槽補助金制度を活用するとともに、町生活排水対策推進計画に基づき、「水遊びのできる川」をめざして、河川の水質改善を図ります。

墓地行政については、平成25年4月1日から施行される町墓地等の経営許可等に関する条例に基づき、本町の都市計画や土地利用計画と調整を図り関係機関の協力のもと、地域環境と調和がとれるような無秩序な開発防止に努めます。

間の形成を確立するため、今後も引き続き、市街地整備や道路、公園、下水道整備など、重点的に整備すべき施策を効率的・効果的に推進します。今年度は、スポーツ環境を整え住民の基礎体力の増進、競技力の向上、トップアスリートの育成などを図るために西原運動公園陸上競技場全天候整備を行います。また、引き続き内間御殿や運玉森、傾斜緑地など歴史・文化・景観資源やこれらを活用し自然と文化、都市が調和する環境づくりをめざした景観計画の策定に取り組めます。

マリナタウン地区では、西原きらきらビーチ、東崎公園、東崎都市緑地が多くの町内外の利用者で賑わっています。さらに町内外からの集客や観光客を誘引するため、隣接する商業用地の早期処分を積極的に推進します。

公園事業については、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業を活用し遊具等の更新、改築に取り組み、公園の維持管理に努めます。

下水道事業については、小波津、翁長、棚原地内などにおける面整備の拡大を図ります。引き続き「9月10日の下水道の日」を中心とした全庁的な取組みと、未接続世帯に

8 教育、文化、スポーツの振興

教育の推進にあたっては、国、県の施策の動向を見据えながら、次代を担う幼児、児童生徒の健やかな成長に向け、本町の教育基本目標をめざして国際化・情報化時代のニーズに対応できるよう学習環境の整備に努めます。また、町教育施策並びに「西原町教育の日」の取組みを推進します。

さらに町民の文化、スポーツの振興を図るとともに、多様な学習ニーズに応える生涯学習のまちづくりを努めます。



西原中学校入学式

(1) 学校教育の充実

学校教育においては、学習指導要領を踏まえ授業時数を

確保し、児童生徒が自ら学び、自ら考え、主体的に行動するなどの生きる力を育み、思いやり、協調性など豊かな人間性を培う心の教育やキャリア教育、コンピュータ教育の推進充実を図ります。

新年度から指導主事を増員するとともに、町内小・中学校に学習支援員を派遣し児童生徒の学力向上に取り組みます。特別支援教育については、小中学校へ特別支援教育支援員を派遣し児童生徒への支援を行っています。引き続き派遣し、特別支援教育の充実を図ります。

また、幼稚園で特別支援教育を受けている園児に対して、引き続き預かり保育を実施します。

さらに幼稚園入園料及び保育料の口座振替の推進や徴収体制を強化し、徴収率向上に努めます。

いじめ、不登校問題の解消については、教育相談室やスクールカウンセラーを活用し学校支援に努めます。

地域住民の教育力を活用して今年度も学校支援地域本部事業を展開します。

沖縄キリスト教短期大学及び沖縄キリスト教学院大学と町教育委員会の地域連携事業に関する協定を継続

し、教育活動の充実発展に取り組みます。

② 学校給食共同調理場の充実・強化

栄養的に配慮された安全でおいしい給食を提供することにより、児童生徒の健康の保持増進に寄与することが学校給食の目的であります。今後とも、衛生管理には細心の注意を払って、安心・安全な給食の提供に努めます。

給食費徴収については、滞納者への督促状・催告書の送付や、口座振替を推進するとともに、学校・PTAと協力して給食費についての啓発活動を行い、徴収率向上に努めます。給食費等滞納整理嘱託員の配置により滞納整理が進んでいますが、依然として学校給食費の滞納繰越額が莫大な額になっていることから、悪質な滞納者については、債権管理条例に基づき法的措置等を執ることも検討し、その圧縮に努めます。

③ 生涯学習の振興

町民の一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送るために「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができる生涯学習体制の確立が強く求められており、文化・ス

ポーツ活動などを含めた多様な学習活動推進施策を実施します。

図書館は、生涯学習の拠点として、多くの町民に利用されていますが、さらに利用者のニーズに応えられるよう、図書館資料の整備を進めます。

また、昨年、発足したブックスタート事業により、一人ひとりの赤ちゃんに絵本を手渡し、読み聞かせをしながらスキンシップを図ることにより親子のふれあいが深められるよう取り組みます。

中央公民館においては、各種事業や講座などの拡充を図り、その成果を発表する機会をつくっていきます。さらに生涯学習活動の機会及び情報を、町民へ積極的に提供するとともに、引き続き、各小中学校における家庭教育学級の充実を図ります。また、放送大学の情報も積極的に提供します。

④ スポーツ・レクリエーション活動の推進

体育、スポーツは、心身の健全な発達に資するとともに、明るく、心豊かで、活力に満ち溢れた社会形成に役立つものであります。町民のスポーツ・レクリエーションに

対する関心の高まりや多様化に対応するため、学校施設、運動公園施設を町民に広く開放し、健康づくりや交流の場としての利活用に取り組みます。また、町民の健康づくり・体力づくりを関係機関・団体と連携を図りながら、より充実した生涯スポーツの振興に努めます。

さらに、バレーボールの盛んな本町の特性を活かし、さわやか杯中学生バレーボール大会を誘致するとともに、ビーチバレーボール大会、少年野球教室を開催します。また、さらさらビーチを活用してのビーチ・スポーツを拡充します。

⑤ 青少年健全育成の推進
現代社会が複雑・多様化していく中、青少年を取り巻く生活環境も著しく変化し、児童生徒の問題行動や集団飲酒など厳しい状況下にありますが、それらの問題解決に向けて、今後とも、関係機関・団体と緊密な連携を図り、青少年の健全育成に努めます。また、町シルバー人材センターの「子ども見守り隊」との連携や「青色回転灯装備車両」を活用しながら、登下校時などにおける幼児児童生徒の安全管理を強化します。

⑥ 後期高齢者医療特別会計
歳入歳出予算案
1億8820万2千円 (17.0%)

⑦ 水道事業会計予算案
については、収益的収入8億6523万3千円、収益的支出8億3087万円、資本的収入288万2千円、資本的支出8044万4千円、資本的収入が資本的支出に対し不足する額7756万2千円については、損益勘定留保資金等で補てんします。

⑧ 各種施策の具体的な事業は、主要事業として別紙にまとめられていますので、予算案と併せてご参照ください。以上、平成25年度の町政運営の基本姿勢及び主要施策の概要並びに予算案について申し上げますが、議員各位並びに町民皆様のご指導ご協力をお願い申し上げます。平成25年度の施政方針といたします。

平成25年3月5日
西原町長 上間 明

⑥ 文化事業の推進 近年、町の文化振興

施策や町文化協会など文化団体の幅広い芸術活動を通して、町民の新たな地域文化創造の気運が高まっています。今年度も、伝統文化や文化財保護思想の普及・啓発を図るため、諸事業を実施します。また、地域住民の融和とまちづくりの活性化を図るため、文化庁の助成事業などを活用して地域伝統芸能の保存育成を支援します。

内閣御殿については、昨年度から内閣御殿保存管理計画の策定に着手しています。それに基づいて年次的に整備していく予定です。また、地域とも連携しながら内閣御殿の復元に向けての環境づくりに努めます。今年度も文化財ガイド養成講座を開催し、町内の文化財を案内できるボランティアの育成に努めます。

9 男女共同参画社会の推進

本町は、真の男女共同参画社会の実現をめざした各種女性行政施策を推進するため、「さわふじプラン」の計画的、体系的な事業執行に努めてきました。政策・方針決定

の場合の女性登用については、庁内はもとより各種審議会・委員会などへ積極的な登用を図り、県下でもトップレベルの登用率を誇っています。特に前年度は、第三次西原町男女共同参画計画「さわふじプラン」を策定しましたので、当該計画に基づいて、さらに、女性に対する暴力(DV)の相談窓口の強化、女性の雇用機会の拡大など、男女がその性差を互いに尊重し合い、協力して生活できるまちづくりをめざします。

10 国際交流事業の推進

本県は、歴史的・地理的特性と国際性豊かな県民性を活かした国際交流拠点として、大きな期待が寄せられています。国際交流事業については、引き続き、町海外移住者子弟研修生受入事業を実施するとともに、琉球大学などの留学生との交流を図ります。

11 地域活性化事業の推進

地域づくりを進めるには、町民が自主的に諸活動に参加し、信頼と連帯感に満ちたコミュニティの形成に努めるこ

とが最も大切であります。そこで、活力に満ちた明るく住み良い地域社会の形成に向けて、各自自治会の自主的な地域自治活動を促進する一方、今年度は、一般コミュニティ助成事業により県管内間団体自治会、コミュニティセンター助成事業により西原台団地自治会、青少年健全育成事業により幸地ハイッ自治会へ助成を行います。さらに手づくりのまち原材料助成事業を引き続き実施します。

12 広報・広聴活動の推進

広報、広聴活動を推進する上で最も基本的なことは、行政の情報を正確かつ迅速に伝達するとともに広く町民の声を聴取し、行政と町民が情報を共有することにあります。広報活動の柱でもある広報にしはらは、町民により親しみの持てる広報紙をめざして紙面の充実を図ってきたところですが、今後とも内容の充実・改善に努めます。

ホームページについては、今後とも正確かつ迅速な情報の提供を図り、メールマガジンやツイッターなどのウェブコンテンツを活用して、多様なツールを通じた広報をめざ

13 おわりに

平成25年度の各予算については、申し上げました諸施策事業などを中心に編成しています。()内の数字は対前年度当初比率です。

(1) 一般会計歳入歳出予算案
126億2900万円 (1.0%)

(2) 国民健康保険特別会計歳入歳出予算案
47億7655万9千円 (4.0%)

(3) 介護保険特別会計歳入歳出予算案
17億5770万1千円 (5.6%)

(4) 土地区画整理事業特別会計歳入歳出予算案



町花木サワフジ (さがりばな)

町木ガジマル

町花ブーゲンビリア

口座振替をご活用ください！

町税等の納付には口座振替が便利です。

- ・納め忘れがなくなります。
- ・金融機関窓口に行かなくてすみます。
- ・現金を持ち歩かずにすみ、安全です。

口座振替のお申し込みは…

口座振替のお申し込みは下記の金融機関で、金融機関

- ・沖縄県農業協同組合
- ・沖縄海邦銀行
- ・琉球銀行
- ・沖縄県労働金庫
- ・沖縄銀行
- ・コザ信用金庫
- ・ゆうちょ銀行

※申込書は町内の金融機関または西原町各収納担当課窓口で配布しています。

お問い合わせは

- 各種お問合せは各収納担当課窓口まで
- 総務部税務課 ☎ 945-4729
 - 福祉部健康推進課 ☎ 945-4791
 - 福祉部福祉課 ☎ 945-5311
 - 福祉部介護支援課 ☎ 945-5013
 - 教育部教育総務課 ☎ 945-5039
 - 教育部教育総務課学校給食共同調理場 ☎ 945-4935

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料は、納付書の納付期限日と口座振替日が異なります。

口座振替日は各期25日（25日が休みの場合は翌営業日）となります。

詳しくは下記、納期限一覧表でご確認ください。

記帳文言一覧表

口座振替を行った際、通帳に記入される文言の一例です。金融機関によって多少文言が異なります。

種 目	記帳される文言	
	漢字表記の場合	カタカナ表記の場合
町 県 民 税	西原町県民税	ニハラチョウゼイ
固 定 資 産 税	西原町資産税	ニハラシヤンゼイ
軽 自 動 車 税	西原町軽自税	ニハラケイジゼイ
国 民 健 康 保 険 税	西原町国保税	ニハラコクホゼイ
介 護 保 険 料	西原介護保険	ニハラカイゴホケン
後期高齢者医療保険料	西原後期保険	ニハラコウキホケン
学 校 給 食 費	西原町給食費	ニハラキョウシヨクビ
保 育 所 保 育 料	西原町保育料	ニハラホイクリョウ
幼 稚 園 保 育 料	西原幼保育料	ニハラヨウホイク
預 かり 保 育 料	西原預保育料	ニハラヨウアズカリ

＝平成25年度 町税等納期限（口座振替日）一覧表＝

種 目	納期（口座振替日）							
	第一期分	第二期分	第三期分	第四期分	第五期分	第六期分	第七期分	第八期分
町 県 民 税	7/1	9/2	10/31	1/31				
固 定 資 産 税	4/30	7/31	12/25	2/28				
軽 自 動 車 税	5/31							
介 護 保 険 料								
国 民 健 康 保 険 税	7/31 (7/25)	9/2 (8/26)	9/30 (9/25)	10/31 (10/25)	12/2 (11/25)	1/6 (12/25)	1/31 (1/27)	2/28 (2/25)
後期高齢者医療保険料								

種 目	納 期											
	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
学 校 給 食	5/10	6/10	7/10	8/12		9/10	10/10	11/11	12/10	1/10	2/10	3/10
保 育 所 保 育	4/22	5/10	6/10	7/10	8/12	9/10	10/10	11/11	12/10	1/10	2/10	3/10
幼 稚 園 保 育	4/22	5/10	6/10	7/10		9/10	10/10	11/11	12/10	1/10	2/10	3/10
預 かり 保 育	4/22	5/10	6/10	7/10	8/12	9/10	10/10	11/11	12/10	1/10	2/10	3/10

※幼稚園入園許可手数料は幼稚園保育料に包含

住民票の異動(変更)届について

4月は転勤及び就職、入学等により住所を移す方が多くなります。住民票の異動の届出を忘れずに行いましょう！



《異動届は14日以内に》



正当な理由がないのに届出をしなかった（遅れた）場合は、簡易裁判所へ通知をし、5万円以下の過料の対象になることがあります。届出は期間内に行ってください。

転入届・転居届・世帯変更届は、それぞれ異動した日（新しい住所に住み始めた日）から14日以内に市町村（西原町は総務部町民生活課）に届け出なければなりません。転出届は、転出する日までに届出をしてください。異動届を別世帯の方が届け出る場合は、本人からの委任状が必要です。

届出の際には届出人の本人確認を行いますので、顔写真付き住民基本台帳カード・運転免許証・旅券（パスポート）・健康保険証等をお持ちください。

	例	届出の際に必要なもの
転入届 (町内へ引越しをしたとき)	〇〇市 → 西原町へ	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 転出証明書（前住所地で発行された証明書） ◎ 届出人の本人確認ができるもの（運転免許証・健康保険証等） ◎ 別世帯の方が提出する際は委任状 ◎ 印鑑（届出人が本人の場合は不要）
転出届 (町外へ引越しをするとき)	西原町 → 〇〇市へ	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 届出人の本人確認ができるもの（運転免許証・健康保険証等） ◎ 別世帯の方が提出する際は委任状 ◎ 印鑑（届出人が本人の場合は不要）
転居届 (町内で引越しをしたとき)	西原町字上原〇〇番地 ↓ 西原町字幸地〇〇番地	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 届出人の本人確認ができるもの（運転免許証・健康保険証等） ◎ 別世帯の方が提出する際は委任状 ◎ 世帯の一部の方が転居する場合は、本人からの委任状 ◎ 印鑑（届出人が本人の場合は不要）

- ※ 一時的な就学（大学等）・就労の場合であっても、1年以上親元を離れて別の場所に住む場合は住民票の異動届が必要です。
- ※ 世帯が異なる人（例：県外に住む両親等）が転入届出後、住民票を請求する場合も、本人からの委任状が必要となります。
- ※ ご不明な点がございましたら、総務部町民生活課までお問い合わせください。

お問い合わせ 総務部町民生活課 ☎945-5012

平成25年度 固定資産税(1期分)は 4月30日(火)が納期限です。

平成25年度固定資産税1期分の納期限は、4月30日(火)です。納め忘れのないよう、よろしくお願ひします。

町税の納付は、口座振替を利用すると便利です。

また、町税の納付が遅れた場合は、延滞金が加算されますのでお早めに納めてください。

滞納が続きますと差押等を行う場合があります。

※ 当初納付書と督促状等で同一期の税金を、重複払いするケースが発生しています。納付期限を過ぎて支払う際は注意しましょう。また、領収書等はまとめて控えてください。

平成25年度各町税目の納期限

税目	納期	第一期	第二期	第三期	第四期
町県民税		7月 1日	9月 2日	10月31日	平成26年 1月31日
固定資産税		4月30日	7月31日	12月25日	平成26年 2月28日
軽自動車税		5月31日			

お問い合わせ 総務部税務課 徴収・収納係 ☎945-4729

平成25年度特定健診が始まります!

診断結果の説明も行います

4月よりスタート!

●受診する健診を確認しましょう●

年齢	20歳～39歳	40歳以上の方		
平成26年 4月1日時点	昭和49年4月2日～ 平成6年4月1日生まれ	昭和49年4月1日以前生まれ		
加入している保険	全ての医療保険	西原町 国民健康保険	長寿医療保険 (75歳以上)	国保・長寿医療保険以外 (社会保険加入者など)
受診券の送付	対象者には、3月中に個別送付しています。 (職場等で健診の機会があると思われる方には、受診券は送付していません。)	平成25年度からは受診券と保険証が一体型となります。3月中に個別送付または保険証の窓口替時にお渡しします。	対象者には、3月中に個別送付しています。	対象者には、がん検診の受診券を3月中に個別送付しています。 (職場等で健診の機会があると思われる方には、受診券は送付していません。)
健診内容	〈内容〉特定健診と同様 (診察・採血・尿検査など) ※がん検診(胃・肺・大腸)は検診費用の助成がありません。受診希望者は、全額自己負担での受診となります。	〈内容〉特定健診・長寿健診(診察・採血・尿検査など) がん検診(胃・肺・大腸) 〈受け方〉以下の①～③のうち、 <u>いずれか1つを受診</u> してください。 ①集団健診(中央公民館で受ける⇒土曜、日曜の健診のみ予約受付あり) ※がん検診(胃・肺・大腸)も受診可能 自己負担額…特定健診・長寿健診：無料 がん検診：胃 900円、肺 200円、大腸 500円 ※70歳以上・生活保護受給者の方は、集団健診のみ、がん検診の料金が免除されます。生活保護受給者は、被保護証明書を健診会場の受付へ提示してください。	〈内容〉特定健診 各保険者により特定健診の内容や料金、受け方、受診期間が異なります。加入している保険者へお問い合わせください。 がん検診(胃・肺・大腸) 〈受け方〉以下の①～②のうち、 <u>いずれか1つを受診</u> してください。	〈内容〉特定健診 各保険者により特定健診の内容や料金、受け方、受診期間が異なります。加入している保険者へお問い合わせください。 がん検診(胃・肺・大腸) 〈受け方〉以下の①～②のうち、 <u>いずれか1つを受診</u> してください。
受け方	〈受け方〉以下の①～②のうち、 <u>いずれか1つを受診</u> してください。	①集団健診(中央公民館で受ける⇒土曜、日曜の健診のみ予約受付あり) 自己負担額：1,300円 ②個別健診(指定医療機関で受ける⇒要予約) 自己負担額：1,900円	①集団健診(中央公民館で受ける⇒土曜、日曜の健診のみ予約受付あり) 自己負担額：胃 900円、肺 200円、大腸 500円 ②個別健診(指定医療機関で受ける⇒要予約) 自己負担額：医療機関によって異なります。	①集団健診(中央公民館で受ける⇒土曜、日曜の健診のみ予約受付あり) 自己負担額：胃 900円、肺 200円、大腸 500円 ②個別健診(指定医療機関で受ける⇒要予約) 自己負担額：医療機関によって異なります。
自己負担額	①集団健診(中央公民館で受ける⇒土曜、日曜の健診のみ予約受付あり) 自己負担額：1,300円 ②個別健診(指定医療機関で受ける⇒要予約) 自己負担額：1,900円	①集団健診(指定医療機関で受ける⇒要予約) ※一部の指定医療機関では、がん検診も一緒に受診可能 自己負担額…特定健診・長寿健診：無料 がん検診：医療機関によって異なります。 ③人間ドック(指定医療機関で受ける⇒要予約) 自己負担額：12,300円	①集団健診(中央公民館で受ける⇒土曜、日曜の健診のみ予約受付あり) 自己負担額：胃 900円、肺 200円、大腸 500円 ②個別健診(指定医療機関で受ける⇒要予約) 自己負担額：医療機関によって異なります。	①集団健診(中央公民館で受ける⇒土曜、日曜の健診のみ予約受付あり) 自己負担額：胃 900円、肺 200円、大腸 500円 ②個別健診(指定医療機関で受ける⇒要予約) 自己負担額：医療機関によって異なります。
健診日程及び健診期間	①集団健診 下記の「平成25年度 集団健診日程」を参照 ②個別健診 平成25年4月1日～平成26年3月31日	①集団健診 下記の「平成25年度 集団健診日程」を参照 ②個別健診 平成25年4月1日～平成26年3月31日 ③人間ドック 平成25年4月1日～平成26年3月31日	①集団健診 下記の「平成25年度 集団健診日程」を参照 ②個別健診(がん検診のみ) 平成25年4月1日～平成26年3月31日	①集団健診 下記の「平成25年度 集団健診日程」を参照 ②個別健診(がん検診のみ) 平成25年4月1日～平成26年3月31日
<p>※詳しい日程、指定医療機関については、受診券と一緒に送付される「西原町の健診総合ガイド」をご覧ください。福祉部健康推進課へお問い合わせください。</p>				

平成25年度 集団健診日程

健診会場：西原町中央公民館
受付時間：8:00～10:00

月日	曜日	対象行政区	月日	曜日	対象行政区
5月10日	金	小橋川、内間、内間団地、掛保久、嘉手苺、小那覇	7月5日	金	棚原、徳佐田、森川、千原、上原、西原台団地、津花波
5月15日	水	小波津、小波津団地、西原ハイツ、池田、西原団地	7月22日	月	兼久、与那城、我謝
5月27日	月	翁長、呉屋、平園、美咲、安室、桃原	8月31日	土	まだ健診を受けていない、全行政区の方が対象です。
6月16日	日	全行政区	11月3日	日	
6月27日	木	幸地、幸地ハイツ、幸地高層住宅、坂田高層住宅、坂田	12月22日	日	

年に一度は、特定健診を受けましょう!



沖縄の食の現状から考える健康問題

～全国との比較から～

『健康によい食事』って、どういった食事だと思いますか?多くの方が、「腹八分」「野菜をたくさん食べる」「脂物を少なく」「お肉よりお魚」などを思い浮かべるのではないのでしょうか?では、実際の沖縄の食はどうなっているのでしょうか?下記をご覧ください。

沖縄が全国で一番、食べているもの



沖縄が全国で一番、食べていないもの



沖縄が全国で一番、摂取している量が少ない栄養素

ビタミンB1・B2 ビタミンC ナトリウム(塩) 鉄分 カルシウム

肥満者の割合：全国1位

脂質エネルギー比：全国1位

※1 摂取エネルギー(カロリー)の内、脂質由来のエネルギーの割合

【平均寿命の変化】平成22年都道府県別生命表の概要(厚生労働省 平成25年2月28日発表)

男性：全国25位 → 30位 (H17) (H22) 女性：全国1位 → 3位 (H17) (H22)

驚きの結果だったのではないのでしょうか。お肉が多く、野菜や魚介類の摂取が低い。食事での脂質から得られるカロリーが多い(揚げ物や調理油の多用など)。こういった食の現状が、沖縄県民の肥満につながり、それが高血圧や糖尿病などの生活習慣病を引き起こし、平均寿命の全国ランキングを下げる一つの要因になっている可能性があります。

結果説明の機会を、ぜひご活用ください!

健康的な生活を送るためには、食生活や運動習慣を見直し、実践することが必要不可欠になってきます。しかし、それらを自分ひとりで考え、生活の中に取り入れ、継続していくことは大変難しいものです。私たち保健師・栄養士は、町民のみなさんの食生活が健診結果とどのように結びついているのかをご説明し、一人ひとりにあった食生活の改善についてご提案できたらと考えています。ぜひ、一緒に考え、悩み、試行錯誤しながら食生活の改善、長寿県沖縄の復活を目指していきましょう!!

お知らせ

- 国民健康保険加入者の結果は、保険者である西原町役場へ届くことになっています。結果が届き次第、保健師または管理栄養士から、結果説明の日程調整のお電話を差し上げますので、ご理解とご協力の方よろしく申し上げます。
- 結果の内容によってはそのまま郵送する場合もありますが、結果説明をご希望する場合にはお気軽にお問い合わせください。
- 国民健康保険以外に加入されているみなさんには、直接お手元に健診結果が届くと思いますが、結果説明をご希望の場合にはお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ

福祉部健康推進課

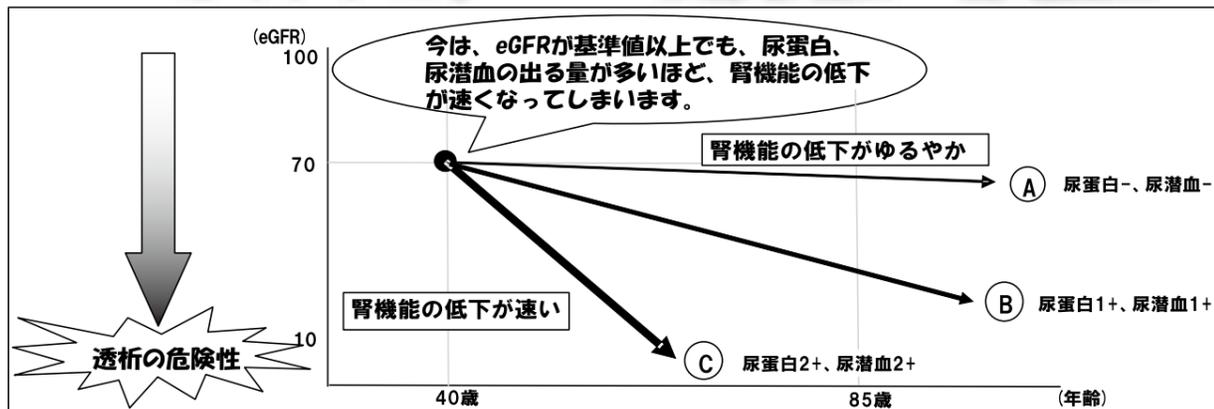
☎ 945-4791

保健師
たより

あなたは大丈夫?! 人工透析の危険性を今すぐチェック!!

イー・ジーエフアール

～ポイントは、eGFRと尿蛋白・尿潜血～



eGFRって知っていますか?

eGFRは腎機能の働きを示した数値で、60が基準値です(例:eGFR60→腎機能60%)。50未満は腎専門医に受診が必要で、30未満になると人工透析の危険性が高くなります。さらに、図のB,Cのように尿蛋白・尿潜血が出ていると腎機能の低下が速くなってしまいますので、今はeGFRが基準値以上でも注意が必要です。

しかし、腎機能が低下していても、自覚症状はありません。自覚症状が出た時には、人工透析が必要なまでに腎機能が低下している可能性があります。

自覚症状が出る前の腎臓の変化がわかる検査があります!!

それは・・・血液検査と尿検査です。

●血液検査

eGFRは、年齢・性別・血清クレアチニンの3項目から計算します。血清クレアチニンは血液検査で分かります。

●尿検査

蛋白は身体に必要なものなので、普通は尿中に出ることはありません。尿中に蛋白が出るということは、腎機能が低下している可能性があります。蛋白・潜血が出ているかは尿検査で分かります。



特定健診には、尿検査や血清クレアチニン検査が含まれています。健診の結果から人工透析の危険性を知ることができますので、年に1回は特定健診を受けて、自分の身体の状態をチェックしましょう!!

※ 血清クレアチニンは、特定健診の項目には含まれていますが、職場健診の項目には含まれていない場合があります。

参考文献：古波蔵健太郎(2012) 慢性腎臓病(蛋白尿とeGFR)という“ツール”を日常診療に生かすーCKDビジュアルシンキングー、沖縄医報 Vol.48 No.12:72-78

4月保健事業日程

月	曜日	事業名	対象者	実施場所	受付時間
4/10	水	ベビースクールⅠ	H24.10. 3 ～ H24.12. 2生まれ	中央公民館	13:30 ～
4/11	木	3歳児健診	H21.11.16 ～ H21.12.12生まれ	中央公民館	13:30 ～ 14:15
4/14	日	あがりティーダウォーキング	関心のある方	あがりティーダ公園	8:00 ～
4/17	水	ベビースクールⅡ	H24.10. 3 ～ H24.12. 2生まれ	社会福祉センター	13:30 ～
4/18	木	1歳半健診	H23. 8. 8 ～ H23. 9.15生まれ	中央公民館	13:30 ～ 14:15
4/22	月	BCG	3ヶ月 ～ 1歳に至るまでの子	沖縄県総合保健協会	15:30 ～ 16:00
4/25	木	ベビースクールⅢ	H24.10. 3 ～ H24.12. 2生まれ	社会福祉センター	10:00 ～
5/9	木	3歳児健診	H21.12.13 ～ H22. 1. 7生まれ	中央公民館	13:30 ～ 14:15
5/10	金	集団健診	小橋川、内間、内間団地、掛保久、嘉手苺、小那覇	中央公民館	8:00 ～ 12:00
5/12	日	あがりティーダウォーキング	関心のある方	あがりティーダ公園	8:00 ～
5/15	水	集団健診	小波津、小波津団地、池田、西原ハイツ、西原団地	中央公民館	8:00 ～ 12:00

平成25年度 あがりティーダ & ナイトウォーキング

平成25年度もあがりティーダ&ナイトウォーキングを開催します!

西原町民はもちろん、町外在住の方でも無料で参加できるウォーキング教室です。もちろんお子様の参加もOK!動きやすい服装でお気軽にお越しください♪



あがりティーダ (朝) 第2日曜日	 	ナイト (夕方) 第2火曜日
H25. 4/14、5/12、11/10、12/8 H26. 1/12、2/9、3/9	開催日	H25. 6/11、7/9、8/13、9/10、10/8
8:00～10:00	時間	19:00～21:00
あがりティーダ公園	集合場所	西原町民陸上競技場

【注意事項】

- 参加する際は、自己の体調管理に十分ご注意ください。
- 飲み物は各自で準備して水分補給に努めてください。
- 少雨決行しますが、雷・大雨・荒天時は中止となります。
- ペットの連れ込みは禁止です。

お問い合わせ 福祉部 健康推進課 ☎945-4791

国民健康保険加入者以外 (社会保険加入者など)の受診券が変わりました

これまで4月ごろ、健診の対象年齢となる方全員に送付していた健診受診券は、平成25年度からは、下記の方を対象に健診受診券を発行します。

- ★20代30代健診 ⇒ 20歳～39歳の男女のうち、
- ★子宮がん検診 ⇒ 20歳以上の女性のうち、
- ★乳がん検診 ⇒ 30歳以上の女性のうち、
- ★胃、肺、大腸がん検診 ⇒ 40歳以上の男女のうち、

受診券が送付されない方
職場健診等の
受診券が送付されない方

例えば…
・国民健康保険に加入している方
・家族の扶養に入っている方
・仕事に就いているが、職場での健診機会がない方 等

これまで20歳から74歳のすべてのみなさんに受診券を送付していましたが、今回から職場等で健診の機会があると思われる方には受診券が送付されません。

しかし、受診を希望される方については、加入している健康保険の種別に関係なく上記の健診が受診できます。受診希望の方は、お手数ですが福祉部健康推進課での手続きをよろしくお願いいたします。

お問い合わせ 福祉部 健康推進課 ☎945-4791

まちの話題

西原町が体力づくり国民会議議長賞を受賞しました

西原町が、文部科学省などによる体力づくり国民会議議長賞を受賞し、2月22日に県庁で伝達表彰を受けました。「町民減量革命」をスローガンに、あがりティーダウォーキングや、食生活改善推進員と連携した子どもや男性対象の食生活講座を開催してきたこと、平成17年に「バレーボールのまち西原」を宣言し、各種バレーボール大会を開催するとともにその他のスポーツを推進していること等が評価されました。



小波津自治会で、ジャガイモ品評会を開催

生産したジャガイモの大きさや重さを競い合い、農産物生産の意欲の高揚を図ることなどを目的に、小波津自治会が主催する「第6回ジャガイモスープ」が、2月11日に開催されました。「ジャガイモスープ」には33農家が出品。小波津祐光さんが1個の部、10個の部の2部門とも優勝しました。また、採れたてのジャガイモを使って、ジャガイモ料理がふるまわれました。



「トートーメー」の歴史を学び、 これからのトートーメー継承を考える ～西原町男女共同参画講座～

男女共同参画社会の推進を目指して「平成24年度男女共同参画講座」が、3月5日に町立図書館で開催されました。今回の講座は「トートーメー」の歴史を学び、これからのトートーメー継承について考える企画で、講師に沖縄女性史家の宮城晴美さん(写真)を招きました。

“娘に継がせてはいけない”などのタブーがつきまとうトートーメー問題に対し、宮城さんはその歴史などを説明。「姉妹だけでお墓を作ったり、女性が継承した事例もある。生活環境やライフスタイルが変化してきており、しがらみにとらわれず、家族や親族で話し合っているいい方法を考えればいい。」と参加者にアドバイスしました。



地域の福祉力を高めよう！ ～第16回西原町社会福祉大会～

町内の地域福祉関係者が一堂に会し、誰もが安心して暮らせるよう地域の福祉力を高めることを目的に、第16回西原町社会福祉大会が、2月26日に町中央公民館で開催されました。

大会には町内の福祉団体や施設などから160名が参加。参加者に対し、新川善昭大会長(町社会福祉協議会会長)が「多様な福祉ニーズ、生活課題が浮き彫りになる中、町民、行政、福祉関係者が連携を深め、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる社会の実現に努めよう。」とあいさつしました。

また、社会福祉の発展に貢献したとして、35名の個人と13団体、11事業所を表彰。受賞者を代表して調理ボランティアとして平成11年から活動している根路銘久子さんが「少しでも人の役に立っているという誇り、充実感を持っている。健康でいられる限り、これからもがんばっていきたい。」と喜びを語りました。



マリンタウンでウォーキング&クイズに挑戦 ～あがりティーダウォーキングウォークイズ大会～

クイズを解きながらウォーキングを楽しみ、健康づくりを図るイベント「あがりティーダウォークイズ大会」が、3月10日に東崎公園で開催されました。このイベントは、町民の健康づくりの一環として毎月第2日曜日などに実施している「あがりティーダウォーキング」が、開始から5年を迎えたのを記念して行われたものです。当日は天気にも恵まれ、約230名が参加しました。

参加者はストレッチで体をほぐした後、3kmと6kmコースに分かれ、海風に吹かれながら思い思いのペースで海岸沿いのルートを歩きました。5か所に設置されたクイズのポイントでは健康関連や西原にまつわるクイズに挑みました。



文化と芸術の祭典、西原町文化祭が盛大に開催

町民の芸術文化活動への意識の高揚、文化の創造・発展と、会員活動の活性化を目的に、第12回西原町文化祭(町文化協会主催)が開催されました。「継承・創造・躍進」をテーマに掲げ、展示部門が2月8日から10日の間、舞台部門が2月16日と17日に行われ、17部会、約500名の会員が日ごろの成果を披露しました。

展示部門の開会セレモニーで、町文化協会の新川善一郎会長は「会員一丸となって、日ごろの研鑽を重ねた成果を発表するために取り組んできた。多くの方に見てほしい。」と開催への思いを述べました。

町民体育館で行われた展示部門では、書道や写真、工芸品など約140点の作品が並び、多くの来場者が一つひとつの作品を観覧しました。また、茶道部会による呈茶席が設けられ、茶道の手法を学びながらお茶をたしなむ姿が見られました。

町中央公民館で行われた舞台部門では、琉球舞踊や民謡などの古典芸能や、普段見る機会の少ない詩吟や洋楽などが披露され、多くの方が各部会の演目を堪能しました。



学び、楽しもう！西原町生涯学習フェスティバルを開催

町民一人ひとりの生涯学習への意欲を高め、広く生涯学習の普及啓発を図ることを目的に、第4回西原町生涯学習フェスティバルが、3月2日と3日の2日間、町中央公民館などを会場に開催されました。

町中央公民館では舞台発表が披露され、子どもからお年寄りまでさまざまな世代のサークル・団体がダンス、歌、舞踊や楽器など、普段の活動の成果を発表しました。また、展示の部では各種団体の活動報告や、手芸、生け花、絵画などの作品が展示され、多くの来場者の目を楽しませました。

また、町立図書館では本の無料配布やアニメの上映会、町民体育館ではパークゴルフ場とトレーニング室が無料開放されました。



対象疾患一覧

平成 25 年 1 月から

難病等の方々が障害福祉サービス等の対象となります

1	IgA 腎症	34	原発性側索硬化症	67	成人スチル病	100	嚢胞性線維症
2	亜急性硬化性全脳炎	35	原発性胆汁性肝硬変	68	脊髄空洞症	101	パーキンソン病
3	アジソン病	36	原発性免疫不全症候群	69	脊髄小脳変性症	102	パージャール病
4	アミロイド症	37	硬化性萎縮性苔癬	70	脊髄性筋萎縮症	103	肺動脈性肺高血圧症
5	アレルギー性肉芽腫性血管炎	38	好酸球性筋膜炎	71	全身性エリテマトーデス	104	肺胞低換気症候群
6	ウェゲナー肉芽腫症	39	後縦靭帯骨化症	72	先端巨大症	105	バッド・キアリ症候群
7	HTLV - 1 関連脊髄症	40	拘束型心筋症	73	先天性 QT 延長症候群	106	ハンチントン病
8	ADH 不適合分泌症候群	41	広範脊柱管狭窄症	74	先天性魚鱗癬様紅皮症	107	汎発性特発性骨増殖症
9	黄色靭帯骨化症	42	高プロラクチン血症	75	先天性副腎皮質酵素欠損症	108	肥大型心筋症
10	潰瘍性大腸炎	43	抗リン脂質抗体症候群	76	側頭動脈炎	109	ビタミン D 依存症二型
11	下垂体前葉機能低下症	44	骨髄異形成症候群	77	大動脈炎症候群	110	皮膚筋炎
12	加齢性黄斑変性症	45	骨髄線維症	78	大脳皮質基底核変性症	111	びまん性汎細気管支炎
13	肝外門脈閉塞症	46	ゴナドトロピン分泌過剰症	79	多系統萎縮症	112	肥満低換気症候群
14	関節リウマチ	47	混合性結合組織病	80	多巣性運動ニューロパチー	113	表皮水疱症
15	肝内結石症	48	再生不良性貧血	81	多発筋炎	114	フィッシャー症候群
16	偽性低アルドステロン症	49	サルコイドーシス	82	多発性硬化症	115	プリオン病
17	偽性副甲状腺機能低下症	50	シェーグレン症候群	83	多発性嚢胞腎	116	ベーチェット病
18	球脊髄性筋萎縮症	51	色素性乾皮症	84	遅発性内リンパ水腫	117	ペルオキシソーム病
19	急速進行性糸球体腎炎	52	自己免疫性肝炎	85	中枢性尿崩症	118	発作性夜間ヘモグロビン尿症
20	強皮症	53	自己免疫性溶血性貧血	86	中毒性表皮壊死症	119	慢性炎症性脱髄性多発神経炎
21	ギラン・バレ症候群	54	視神経症	87	TSH 産生下垂体腺腫	120	慢性血栓性肺高血圧症
22	筋萎縮性側索硬化症	55	若年性肺気腫	88	TSH 受容体異常症	121	慢性膵炎
23	クッシング病	56	重症急性膵炎	89	天疱瘡	122	ミトコンドリア病
24	グルココルチコイド抵抗症	57	重症筋無力症	90	特発性拡張型心筋症	123	メニエール病
25	クローウ・深瀬症候群	58	神経性過食症	91	特発性間質性肺炎	124	網膜色素変性症
26	クローン病	59	神経性食欲不振症	92	特発性血小板減少性紫斑病	125	もやもや病
27	劇症肝炎	60	神経線維腫症	93	特発性血栓症	126	有棘赤血球舞踏病
28	結節性硬化症	61	進行性核上性麻痺	94	特発性大腿骨頭壊死	127	ランゲルハンス細胞組織球症
29	結節性動脈周囲炎	62	進行性骨化性線維形成異常症	95	特発性門脈圧亢進症	128	リソソーム病
30	血栓性血小板減少性紫斑病	63	進行性多巣性白質脳症	96	特発性両側性感音難聴	129	リンパ管筋腫症
31	原発性アルドステロン症	64	スティーヴンス・ジョンソン症候群	97	突発性難聴	130	レフェトフ症候群
32	原発性硬化性胆管炎	65	スモン	98	難治性ネフローゼ症候群		
33	原発性高脂血症	66	正常圧水頭症	99	膿疱性乾癬		

平成 25 年 4 月に施行される障害者総合支援法では、障がい者の範囲に難病等の方々が加わります。対象となる方々は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等(※)の受給が可能となります。

※ 障がい児・者については、障害福祉サービス、相談支援、補装具及び地域生活支援事業。障がい児については、障害児通所支援及び障害児入所支援。

対象者

対象疾患（19 ページの一覧）による障がいがある方々。

手続き

対象疾患に罹患していることがわかる証明書（診断書または特定疾患医療受給者証等）を持参の上、福祉部介護支援課窓口へ支給を申請してください。その後、障害程度区分の認定や支給認定等の手続きを経て、必要と認められたサービスを利用できることになります。

詳しい手続き方法などについては、福祉部介護支援課までお問い合わせください。

お問い合わせ 福祉部介護支援課 ☎ 945-5013

北那覇税務署からのお知らせ

振替納付日について

平成 24 年分の確定申告の振替納付日は、次表のとおりです。

税 目	振替納付日
平成 24 年分の所得税の確定申告	平成 25 年 4 月 22 日（月）
平成 24 年分の個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告	平成 25 年 4 月 24 日（水）

※ 振替納付日の前営業日までに預貯金残高の確認をお願いします。

期限内に納付できなかった場合は

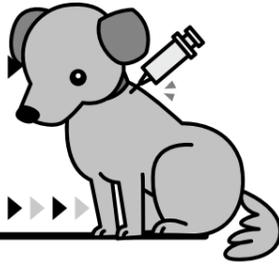
期限内に納付できなかった場合や、振替口座の残高不足等で振替できなかった場合には、法定納期限の翌日から納付の日まで延滞税がかかります。

この場合、金融機関（日本銀行歳入代理店）または所轄の税務署の納税窓口で本税と延滞税を併せて納付することになります。

※ 納付書は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意しています。また、金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署にご連絡ください。

お問い合わせ 北那覇税務署（代表番号）098-877-1324（自動音声番号 2）

狂犬病予防集合注射の実施について



狂犬病予防注射を下記の日程で実施します。この機会に愛犬に狂犬病予防注射を受けさせましょう。また、最近犬を飼い始めたという方で、まだ登録をされていない方は、狂犬病の注射と併せて登録も受け付けていますので、手続きをしてください。

登録と狂犬病予防注射は、飼い主の義務です。大事な家族の一員である愛犬の健康と生命を守るためにも、きちんと登録し、狂犬病予防注射を受けさせましょう。

1. 予防注射実施場所と日程

	日 程	場 所	受付時間
第1回	4月14日(日)	町民体育館 (玄関前ピロティ内)	9時~12時 13時~16時 (12時~13時は、 昼休みのため 受け付けません。)
第2回	4月21日(日)	町中央公民館 駐車場	
第3回	5月26日(日)	町民体育館 (玄関前ピロティ内)	
第4回	6月16日(日)	町中央公民館 駐車場	

※都合の良い日に注射を受けてください。

2. 料金

- ・予防注射 3,000円 (注射済票交付のみの方は550円)
- ・新規登録 3,000円 (鑑札票再交付の方は1,600円)

※※ 注意事項 ※※

- ① すでに登録している方は、予防注射のみの料金となります。また、平成24年4月1日以降にすでに予防注射を受けている場合は、注射済票のみの交付となります。病院で交付される証明書を持参してください。
- ② 注射会場へは、送付されたハガキをご持参ください。
- ③ おつりのないようにご協力をお願いします。

3. 注射を受けるときの注意事項

- ① 1ヶ月以内に他のワクチン接種を受けたり、体調に不安がある場合は主治医の獣医師に相談してください。
- ② リード・首輪を抜けないように必ず着けてください。胴輪(ハーネス)はダメです。
- ③ 犬をしっかり制御できる(犬の力に負けない)人が連れてきてください。
- ④ 予防接種後2~3日は安静にし、交配、シャンプーは避けてください。
- ⑤ 糞尿は済ませてきてください。
- ⑥ 糞をした場合は飼い主の責任で持ち帰ってください。
- ⑦ 咬む癖のある犬、他の犬に対して攻撃的な犬は必ず口輪を着けてきてください。
- ⑧ 首輪に鑑札がついているか確認してください。紛失の場合は、再交付の申請をしてください。

お問い合わせ 総務部町民生活課環境保全係 ☎945-5018

西原町指定給水装置工事事業者 水まわりの非常事態には

(有)ゆいまーる水道

年中無休 見積無料 ☎0120-049-939



災害への備えはできていますか？

★「災害時要援護者台帳」に登録しませんか？

西原町では、災害の時に自分の力だけでは避難が難しい方(要援護者)に対して「災害時要援護者台帳」への登録を呼びかけています。この「災害時要援護者台帳」は、災害時に避難を支援していただく方(地域支援者)と一緒に登録するもので、お預かりした情報は災害の時に活用します。



★あなたの周りにこんな方はいらっしゃいませんか？

例えば・・・

- ・家族で同居しているが、日中は仕事でおじいちゃんだけになる。
- ・お隣の家はおばあちゃんだけの1人暮らし。
- ・近所に体の不自由なお年寄り夫婦がいる。 など。

お心当たりのある方は、福祉部福祉課、自治会または地域の民生委員へご相談ください。台帳への登録は、ご本人のほか、ご家族の方でも登録可能です。(ただし、ご本人の同意と地域支援者が必要です)



★登録や相談の際にはお電話ください

申し込み・お問い合わせ 福祉部福祉課 社会福祉係 ☎945-5311 FAX 944-6551



高齢者肺炎球菌ワクチン 予防接種のお知らせ

西原町では、平成25年7月1日から平成26年2月28日までの期間、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種の公費助成を行います。

※ 期間外に受けた場合の接種費用の助成はありません。

肺炎球菌予防接種は任意の予防接種です。予防接種について十分に納得したうえで、接種を受けてください。

■肺炎球菌ワクチンとは

高齢者の肺炎を起こす原因として最も多いのが「肺炎球菌」という感染症です。肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌の約80%に効果があるとされています。また、1回のワクチン接種で通常5年間の予防効果が持続します。しかし、肺炎の原因には肺炎球菌以外の病原体によるものもあり、肺炎球菌ワクチンが、すべての肺炎に効果があるわけではないことをご理解ください。

■対象者

- ① 西原町に住所を有する70歳以上の方
 - ② 65歳以上69歳以下の方で次のような疾患がある方
(脾機能不全、腎疾患、心疾患、呼吸器の慢性疾患、肝機能障害、糖尿病、慢性髄液漏等の基礎疾患があり、肺炎球菌による肺炎感染の危険度が高く、医師が予防接種を必要と認める方。)
- ※ ②の対象の方は、接種を受ける前に、福祉部健康推進課で申請手続きが必要です。

■その他

助成費用及び予防接種実施医療機関については、**広報にしはら7月号**でお知らせする予定です。

お問い合わせ 福祉部健康推進課 ☎945-4791 (内線 157~161)

西原町じどうかん ファミリークラブ会員募集!!

- ★**児童館とは?**・・・児童館は「幼稚園生や小学生が遊ぶところ」だと思いませんか?
児童館は、子どもたちに健全な遊びを提供し、健康増進と豊かな情操を育むことを目的とした施設です。乳幼児の親子から中高生まで利用できます。(安全上の理由から5歳以下のお子さんは保護者同伴になります。)また、子どもを中心とした地域の方との交流活動の場でもあります。※幼稚園4歳児クラスのお子さまは、5歳になっても保護者同伴です。
- ★**ファミリークラブとは**・・・『町の子は、みんな我が子』を合い言葉に、子どもたちの健全育成を目的に楽しく活動するクラブです。児童館活動と一緒にできる方でしたら入会できます。
- *ファミリークラブには3つのサークル、クラブがあり、すきなところに登録できます。



- ※ 曜日が変更になることがあるので、各児童館にお問い合わせください。
- 主な活動内容**
- * クラブ全体・・・文化・生活向上のための講座 世代交流会 交通安全マスコット作りなど
 - * マミーキッズ・・・親子体操 リトミック (講師がきます) 3館合同社会見学 運動会 クリスマス会など
 - * わははクラブ・・・地域清掃 手作り会・行事のお手伝いなど
 - * おはなしクラブ・・・おはなし製作 地域へ出張おはなし会など

あがりティーダ公園の 管理者変更のお知らせ

「あがりティーダ公園」(字東崎)は沖縄県の施設ですが、これまで西原町で管理を行ってきました。平成25年4月より「西原マリンパーク」の指定管理区域が変更されることに伴い「あがりティーダ公園」も同区域へ含まれることとなりました。

これに伴い「あがりティーダ公園」の管理者が、西原町から指定管理者へ変更になりますので、お知らせします。



指定管理の区域となることにより、公園内の芝生の広場などは使用申請及び料金などが発生することが想定されます(今後、県と指定管理者で協議)。これまで広場をご使用いただいたみなさんにおかれましては、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

お問い合わせ 建設部産業課 ☎945-4540

予防接種が変わります!!

予防接種法、予防接種法施行規則及び予防接種法施行令の改正に伴い、平成25年度から下記の予防接種で次のとおり変更があります。ご確認の上、接種する際は十分にご注意ください。

【BCG】 ※ 公費(無料)接種の対象年齢拡大
対象年齢 : 生後3ヶ月~1歳に至るまでの間にある者(1歳の誕生日の前日まで)
 なお、個別通知に関しては生後5~8ヶ月(標準接種期間)のお子さんに対して、集団予防接種予定日の約3週間前に郵送します。

【日本脳炎】 ※ 公費(無料)接種の対象年齢拡大
 平成17~21年度の接種勧奨控えにより、1期(初回2回、追加1回)及び2期(9歳以上対象)接種の機会を逃したお子さんと**平成7年4月2日~平成19年4月1日生まれの方は**、20歳未満(20歳になる前々日まで)であれば公費(無料)接種対象者とします。

【ヒブワクチン】※ 接種間隔の変更(平成24年11月14日から適用されています)

接種開始年齢	接種回数	接種間隔
2ヶ月~6ヶ月	初回3回 追加1回	初回: 27日(医師が認める場合は20日)~56日 追加: 初回終了後、7~13ヶ月の間
7ヶ月~11ヶ月	初回2回 追加1回	初回: 27日(医師が認める場合は20日)~56日 追加: 初回終了後、7~13ヶ月の間
1歳~4歳	1回	

※ 追加接種の間隔が、「初回終了後、7~13ヶ月の間」に変更となっています。接種間隔に十分ご注意ください。

子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌の3ワクチンが定期予防接種になりました。平成25年度も引き続き公費(無料)接種を実施します。対象年齢になりましたら、早めの接種をお願いします。

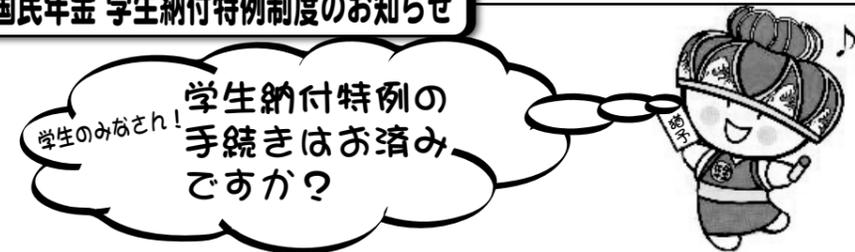
【MR第3期・第4期】
MR第3期(中学1年生対象)・第4期(高校3年生対象)は、平成24年度で公費(無料)接種が終了となりました。今後は、自己負担での接種となります。

予防接種を受ける際は、必ず母子手帳の予防接種履歴をご確認ください!!

お問い合わせ 福祉部福祉課母子保健係 ☎945-5311
 子宮頸がんワクチンについては、福祉部健康推進課 ☎945-4791

国民年金 学生納付特例制度のお知らせ

学生の方で本人の前年度所得が一定以下の場合、在学期間中の保険料の支払いを猶予し、10年以内は納付(追納)ができる学生納付特例制度があります。



対象者	学校教育法に規定する大学、短期大学、専門学校、高等専門学校、高等学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)一部の海外大学の日本分校に在学する方
持ってくる物	年金手帳・印鑑・学生証(コピー可)または在学証明書 ※代理の場合、委任状(同一世帯でない場合)、身分証明書(免許証、健康保険証等)も必要

平成24年度において学生納付特例制度が認定されている方で、平成25年度も引き続き在学される方は、3月下旬に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が送付されます。同一の学校に在学される場合は、このハガキに必要な最低限の記載事項を記入するだけで申請ができます。この場合は、在学証明書または学生証は不要です。

なお、はじめて学生納付特例の申請をする方は、従来どおり在学証明書が必要です。

※申請書(ハガキ形式)が送付されていない方は、窓口での申請手続きが必要です。

- ご注意!**
- 前年度の学生納付特例の申請をお忘れの方は、4月に申請する場合に限って前年の4月から前月の3月分までの期間について申請する事ができます。
 - 3月に卒業後、厚生年金などに加入予定がない方で4月以降の国民年金保険料の納付が困難な場合は、7月31日(水)までに一般の「保険料免除」などの申請が必要です。

お問い合わせ 福祉部福祉課 ☎945-5311 (内線 121.123)

平成25年度の保育所保育料より 寡婦(夫)控除のみなし適用を実施します!

①寡婦(夫)控除とは?

寡婦控除は、女性の納税者が夫と死別もしくは離婚した後、婚姻をしていない者または夫の生死の明らかでない場合に受けられる控除のことです。控除できる金額は27万円(住民税の場合は26万円)、特定の寡婦に該当する場合は35万円(住民税の場合は30万円)です。

寡夫控除は、男性の納税者が妻と死別もしくは離婚した後、婚姻をしていないこと、または妻の生死が明らかでない場合に受けられる控除のことです。控除できる金額は27万円(住民税の場合26万円)です。

②寡婦(夫)控除みなし適用とは?

上記の寡婦(夫)控除は、婚姻していたことが条件となるため同じ「ひとり親世帯」でも、婚姻していたか否かにより、税を決定する際に控除が受けられる方と受けられない方がいて、不公平であると考えています。保育料は「所得税額」または「住民税の課税状況」により算定しますが、西原町では「婚姻によらずにひとり親となった方(税法上の寡婦控除の対象外の方)」に対しても、寡婦(夫)控除をみなし適用し、保育料を算定することとします。

③寡婦(夫)控除みなし適用の対象者

「婚姻によらずにひとり親となった方」のうち、保育料が発生(3階層以上)している方。
 ※ 1階層又は2-1階層の方は、すでに保育料が免除されているため対象外となります。
 ※ 対象者となるかどうかについては、原則として課税される年の12月31日現在の状況で確認します。
 (平成24年分の所得税については平成24年12月31日現在)

④寡婦(夫)控除みなし適用の手続きの流れ

ステップ1: 平成25年度の保育料決定後、申込者ご自身が保育料減免猶予申請書を福祉部福祉課に申請します。

ステップ2: 福祉部福祉課で審査し、結果を通知します。

- ※ 平成25年度の保育料算定より実施します。対象者は平成25年度保育料決定後に申請を行ってください。
- ※ みなし適用を行っても保育料が減免されない場合があります。
- ※ 対象となる保育所保育料は町立保育所及び私立認可保育園の保育料となります。
- ※ 保育料が減免される場合は平成25年4月にさかのぼり減免します。
- ※ 申請期限は平成26年3月31日までです。(申請年度内に限る)

お問い合わせ 福祉部福祉課 保育所係 ☎945-5311

病後児保育事業

子どもの急な発熱!でも仕事を休めない...
そんな時のために登録を行っておくと安心です。

4月より新たに利用登録申請が必要です!

☆利用方法

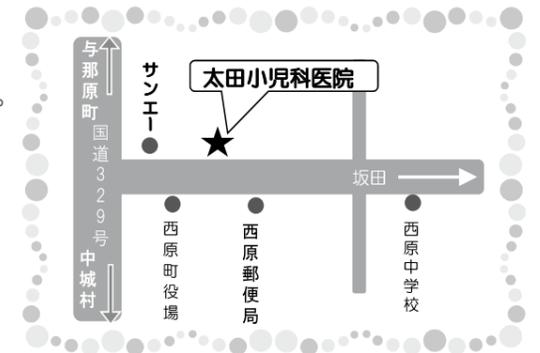
事前に福祉部福祉課窓口で利用登録が必要です。
利用時は利用申請書を直接、実施施設へ提出し、ご利用ください。
※申請書は福祉部福祉課窓口で配布しています。

☆利用例

さいしよに



つぎに



☆実施施設
医療法人ひまわり会 太田小児科医院
西原町字小橋川164番地の2
電話 946-5081

★登録は利用前に行ってください。
(登録は1年1回ですが、利用する際はそのつど申請が必要です。)

☆対象児童

西原町に居住する児童で次のいずれかに該当するもの

- ① 保育所に通所している児童で、病気の回復期にあるため集団保育が困難な児童で、かつ、保護者の就労、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない理由により家庭で育児を受けることが困難な児童。
- ② 保育所に通所している児童ではないが、①と同じような状況にある児童(小学校低学年児童等を含む)

☆利用料金 ①保育料 2,000円 (1人あたり日額)
②食費 500円
(半日利用の場合は、保育料は半額になります。)

※ ただし、次のいずれかに該当する方は、保育料の免除が受けられます。福祉部福祉課まで申請をお願いします。
申請がない場合、保育料の免除が受けられない場合がありますのでご注意ください。

- (1)市町村民税非課税世帯 ⇒保育料一部免除(1,000円)※半日の場合は半額
- (2)生活保護世帯 ⇒保育料全額免除

☆利用時間

	月	火	水	木	金	土	日
午前	8時半~5時半			8時半~12時	8時半~5時半	8時半~3時半	×
午後				×			

お問い合わせ 福祉部福祉課 子育て支援係 ☎945-5311

国際標準規格 ISO9001:2008 認証取得 預かり金保証制度(国庫補助事業) 加入会社

Since1981 沖縄県知事免許(9)第0928号
あなたのホームプランナー

南新物産

地域の不動産業で31年

不動産管理・賃貸仲介・売買仲介・有効活用相談
不動産のことでしたら何なりとお申し付け下さい。



南風原本店 〒901-1104 沖縄県南風原町宮平641番地の7
TEL:098-889-4007 FAX:098-889-4033 http://www.nanchan.co.jp E-mail hae@nanchan.co.jp

平成25年度 就学援助希望者の申請について

西原町では就学援助事業を行っています。
この制度は、経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対して援助するものです。
就学援助を希望される場合は、次に掲げる事項に留意のうえ各学校へ申し出てください。

1. 対象者

- 町内に住所を有し、同一世帯で児童生徒を養育している保護者
- (1) 生活保護を受けている者(【要保護世帯】として認定します)
 - (2) 生活保護は受けていないが、これに準ずる程度に生活が困っていると町教育委員会が認定した者(【準要保護世帯】として認定します)
- 具体的には平成24年中の所得で、同居の家族(住民票は別でも同一生計の人は含む)全員の総所得額が下表の目安額未満の世帯の方です。



【認定基準参考例】

世帯	家族構成	所得総額
2人	親1人・小学生1人の場合	146万円
3人	親1人・中学生1人・小学生1人の場合	208万円
4人	両親・中学生1人・小学生1人の場合	250万円
5人	両親・中学生1人・小学生1人・4歳の場合	279万円

※上記金額は大体の目安です。
※所得とは、以下の算式で算出した額をいいます。
所得=所得税法上の所得の合算額-所得控除(社会保険料控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額のみ)

2. 援助項目

- 学用品費・校外活動費・修学旅行費・医療費・学校給食費等
※ただし、要保護(生活保護)世帯として認定された場合は医療費・修学旅行費に限る。



3. 申請方法

- 補助対象者で就学援助を希望される方は、次の要領で学校に申請してください。
【受付期間】平成25年4月22日(月)～5月24日(金)
※認定要件を満たしていても受付期間を過ぎた場合、受付ができませんのでご注意ください。

- 【提出書類】**
- ① 要保護・準要保護児童生徒に係る世帯票兼認定調書(学校で配布)
 - ② 住民票謄本(続柄の記載されているもの) 一部
 - ③ 平成25年度課税証明書(同一世帯者のうち、18歳以上の者全員)
 - ④ その他(家賃証明書・預金通帳の写し等)

※②及び③の書類は、所得の状況及び住民情報を教育委員会が確認することに同意する方は提出不要(同意しない方は先に認定調書と住民票謄本を提出し、課税証明書は6月1日以降、お早めに提出してください)
※平成25年1月1日に西原町以外に住民票のあった方は、西原町に税の情報が無いため、後日、課税証明書の提出を求めます。
※追加申請(町外からの転入者、被災者、生活保護の開始・廃止者等、年度途中からの援助が必要と認められる者に限る)については平成26年1月末日まで。

【提出先】就学先の小・中学校

お問い合わせ 各小・中学校または教育部教育総務課 ☎945-5039 (内線 513) FAX 945-6770

産科医療補償制度の申請期限は 満5歳の誕生日までです

産科医療保障制度は重度脳性まひのお子さんをご家族を支援する制度です。

補償対象

- 平成21年1月1日以降に出生したお子さんで、次の基準をすべて満たす場合、補償の対象となります。
 - 出生体重2000g以上かつ妊娠33週以上、または妊娠28週以上で所定の要件
 - 身体障害者障害程度等級1級または2級相当の重度脳性まひ
 - 先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ
- ※ 生後6ヵ月未満で亡くなられた場合は、補償の対象となりません。
- 補償の対象と認定されると、補償金が支払われるとともに、脳性まひ発症の原因分析が行われます。
- 詳細については、出産した分娩機関または下記のお問い合わせ先までご相談ください。

○ 産科医療補償制度とは？

分娩に関連して発症した重度脳性まひのお子さんをご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決及び産科医療の質の向上を図ることを目的としています。

- ・ 補償
補償金は、一時金と分割金をあわせ総額3,000万円が支払われます。
- ・ 原因分析・再発防止
医学的観点から原因分析を行い、報告書を保護者と分娩機関へ送付します。原因分析された複数の事例をもとに再発防止に関する報告書を作成し、分娩機関や関係学会、行政機関等に提供します。

○ 申請期間について

申請できる期間は、お子さんの満1歳の誕生日から満5歳の誕生日までです。
※例として、平成21年1月1日生まれのお子さんは平成26年1月1日が申請期限となります。

○ 補償対象について

- ・ 補償対象の認定は、本制度専用の診断書及び診断基準によって行います。身体障害者手帳の認定基準で認定するものではありません。
- ・ 先天性や新生児期の要因に該当する疾患などが重度の運動障害の主な原因であることが明らかでない場合は、補償の対象となります。

補償対象の基準の詳細や、申請にかかる具体的手続きなどについては、出産した分娩機関または下記までご連絡ください。

お問い合わせ

産科医療補償制度専用コールセンター

03-5800-2231 受付時間 午前9時～午後5時(土日祝除く)

産科医療補償制度ホームページ <http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/>



このマークは
産科医療補償制度
のシンボルマークです

お祭りだーどーん

ゴールデンウィークの3日回収

ゴールデンウィーク期間中のごみ回収については、次の日程となりますのでご注意ください。引き続きごみの減量化、リサイクルのため、分別の徹底にご協力ください。

	4月27日(土)	4月28日(日)	4月29日(月) 昭和の日	4月30日(火)	5月1日(水)	5月2日(木)	5月3日(金) 憲法記念日	5月4日(土) みどりの日	5月5日(日) こどもの日	5月6日(月) 振替休日
燃えるごみ			通常どおり	通常どおり		通常どおり	通常どおり			通常どおり
燃えないごみ 危険ごみ 粗大ごみ	通常どおり				通常どおり			通常どおり		
資源ごみ			休み	通常どおり	通常どおり	通常どおり	休み	休み		休み

【問合せ】総務部町民生活課 945・5018

土地家屋価格等縦覧帳簿縦覧のお知らせ

地方税法第416条第1項の規定により、平成25年度土地家屋価格等縦覧帳簿について、左記のとおり縦覧に供します。なお、縦覧できる方は、西原町内に所有する土地や家屋にかかる固定資産税の納税者または代理人です。納税者の場合は、運転免許証等本人であると確認できるものを、代理人の場合は、納税者からの委任状と運転免許証等代理人であると確認できるものをご持参ください。

【縦覧期間】平成25年4月1日(月)～4月30日(火) (土日、祝日を除く)
8:30～17:15 (正午から13時を除く)
【縦覧場所】総務部税務課
【問合せ】総務部税務課
945・4729 (内線143・145・148)

選挙管理委員会からのお知らせ

平成25年度は、夏に「参議院議員」の任期満了に伴う選挙が予定されています。選挙人名簿に登録されていないと投票することができませんので、注意しましょう。登録には3月、6月、9月、12月の「定時登録」と、選挙の公示日前日に行われる「選挙時登録」があります。

身元不明の死亡人について

平成24年6月8日、字掛保久135番地の5の墓地造成地で、年齢30代から40代(推定)の白骨死体が発見されました。死後5年から15年ほど経過(推定)しており、まだ身元が判明していません。身元不明のため火葬に付し、遺骨は町の納骨堂に安置してあります。身元に関する情報がありましたら、福祉部福祉課までお寄せください。

第15回チャリティー展示即売会開催のお知らせ(要確認!)

NPO法人西原町人づくり支援の会では、西原町を中心とした才能と意欲のある若者を支援するため、人材育成支援事業を実施し、町立小中学校への図書や寄贈、中学生短期海外留学支援、キリスト教学院大学奨学金、学術文化・芸能・スポーツ等奨学金贈呈等を継続的に実施しています。会の財源の資金造成の一環で、「チャリティー展示即売会」を開催します。

第11回「梅の香り」うた遊び大会のご案内及び出場者募集について

字小那覇出身の新川嘉徳氏にちなみ、同氏が作詞作曲した「梅の香り」のうた遊び大会を開催します。

町内相談機関

総合相談

日常生活のあらゆる相談
時間/午前10時～午後4時 (正午～午後1時を除く)
月/福祉相談 宮良律子
火/一般お悩み相談 諸見里美和
水/法律相談(午後1時～4時) 垣花豊順(弁護士)
木/消費生活相談 大城恵美
金/子ども悩み相談 金城功恵
第1金/ひきこもり相談 サポートステーション那覇
問合せ/西原町社会福祉センター内 総合相談所 ☎835-8822 ☎945-3651 ※予約優先

窓口相談

何でも相談
第1・第3火曜日(祝日の場合は翌週)
午前10時～午後4時(正午～午後1時を除く)
相談員 上木律子
問合せ/総務部企画財政課 ☎945-5340

教育相談

不登校生徒及び保護者への支援・助言
月～金 午前8時30分～午後5時15分 (正午～午後1時を除く)
相談員/与那嶺 力、屋比久 薫、佐久川弥生
問合せ/教育委員会相談室 ☎944-3603

行政相談

行政に対しての苦情や要望
行政相談委員/大城 恵子
基本は随時。但し、第4火曜は巡回相談:
午前10時～午後4時(正午～午後1時を除く)
問合せ/総務部企画財政課 ☎945-5340

人権相談

人権に関する相談
随時 相談員/知花 正、當真信子、仲宗根好美
問合せ/総務部総務課 ☎945-5011 ※要電話受付

法律相談

弁護士による法律に関する相談
第3火曜日 午後2時～5時半
相談員/永吉盛元
問合せ/総務部総務課 ☎945-5011 ※要事前予約

精神障害者相談

精神的悩みの相談
月火木金:午前9～12時、午後2～6時
水・土:午前9～12時
医師/城間政州
問合せ/城間医院 ☎945-4551

地域包括支援センター

高齢者に関する相談
随時 相談員/玉城、与那嶺、新垣
問合せ/西原敬愛園内 ☎882-0117

【お題】「静」と定められました。歌に詠む場合は「静」の文字が読み込まれていればよく、熟語にしても訓読しても差し支えありません。

【詠進期間】9月30日(月)当日消印有効
【郵便のあて先】〒100-8111 宮内庁 封筒に「詠進歌」と書き添えて

【問合せ】財)沖縄県国際交流・人材育成財団 奨学課 ☎942・9213

【問合せ】財)国際青少年研修協会 ☎03・6459・4661 <http://www.kskk.or.jp/>

事業委員会・小那覇自治会
【出場者の申込】
出場希望者は申込用紙に、住所・氏名・年齢・性別・連絡先(自宅または携帯)・応募動機を記入の上、顔写真を貼付(証明用サイズ)し、お申込みください。申込用紙は小那覇公民館で配布しているほか、西原町ホームページからダウンロードできます。
※出場者数は15組。応募多数の場合は選考の上、出場者に通知します。
【参加費】2千円
【受付締切】4月12日(金)
【問合せ・申込み】小那覇公民館(字小那覇397番地) ☎FAX 946・0748

【日時】4月27日(土)～28日(日)
【内容】石川岳登山、ダッチオーブンによる野外炊飯、ボンファイヤー
【参加費】1人2千円
【募集人数】小学生以上の家族20組(約60名)
【募集期間】4月16日(火)～24日(水)※ただし定員になり次第、募集を打ち切ります。
【問合せ】沖縄県立石川青少年の家(担当:伊波) ☎964・3263

【申込み方法】出願書類を学校から受け取り、学校が定める提出期日までに学校へ提出
【問合せ】在学している学校の奨学金担当者
○大学、大学院等
【対象】次の要件を満たす者
○県内に住所を有する者の子弟
○専門学校もしくは専修学校(専門課程)に在学している者または平成25年4月入学予定の者
○学業、人物ともに優秀であるが、経済的理由により就学に困難がある者。
【問合せ】財)沖縄県国際交流・人材育成財団 奨学課 ☎942・9213

【日程】7月25日(木)～8月13日(火)のうち8～18日間
※事業により異なります。
【対象】小学3年から高校3年まで
【問合せ】財)国際青少年研修協会 ☎03・6459・4661 <http://www.kskk.or.jp/>

相続 遺言 後見人 借金

司法書士にご相談ください
〈相談内容〉
不動産登記、会社設立・登記、分筆、裁判手続
相続、遺言、後見人、借金問題などの法律相談
完全個室の相談ブース完備。
お気軽にご相談ください。(要予約)
※借金問題は初回相談無料です

きゃん 司法書士事務所

与那原町字東浜 23番地2
代表司法書士 喜屋 武 力
TEL 882-8177 ☎0120-36-7930 営業時間 平日AM9:00～PM6:00

株式会社 ふちかみ

沖縄支店 紙業部 〒901-0502 八重瀬町字大頓1302番地 TEL 998-9950

 **生涯学習だより** 生涯学習課 TEL.098-945-5036
 中央公民館 TEL.098-945-3657
 町民体育館 TEL.098-945-8095
 坂田児童館 TEL.098-944-6308
 西原児童館 TEL.098-945-4393
 西原東児童館 TEL.098-944-0976

平成25年4月1日 第204号

青少年健全育成ボランティア

西原町青少年健全育成協議会は、青少年の深夜はいかい防止・未成年者の飲酒・喫煙防止を目的に毎月、夜間巡回指導を実施しています。あなたの一声が、青少年の非行防止・健全育成につながります。御協力をお願いします。

- 日時 毎月第3金曜日 21:15～23:00
- 場所 西原町役場に集合し、車両または徒歩で町内を巡回
- 備考 電灯等は各自で準備
- ※問合せ 西原町青少年健全育成協議会 (TEL.945-5036)



募集中

語学ボランティア

西原町では、海外に移民した方の子孫を「海外移住者子弟研修生」として受入しており、その研修期間中のサポートを担う語学ボランティアを募集します。

- ★研修生 アルゼンチン・ブラジル・ペルー出身
- ★人数 各国1名(最大3名予定)
- ★研修期間 6月～12月(予定)
- ※問合せ 教育部生涯学習課(TEL.945-5036)



中央公民館からのお知らせ

しまくとぅば講師養成講座受講生募集

生活環境の変化により、最近ではしまくとぅばを聞くことも、話すこともできない世代が増えています。そこで中央公民館ではしまくとぅばを次世代へ伝える講師を養成します。

期間：4月22日(月)～9月2日(月) 10:00～12:00
 対象：西原町在住者・在勤者

しまくとぅばボランティア普及活動に興味のある方
 定員：20名 申込：4月8日(金)～15日(月)

生き生きシニア講座 文教大学

期間：5月24日(金)～6月28日(金) 14:00～16:00
 場所：中央公民館 視聴覚室・大ホール
 対象：60歳以上の西原町在住者・在勤者
 定員：50名 申込：4月15日(月)～5月20日(月)

問合せ：中央公民館 ☎945-3657

町民体育館からのお知らせ

第4回西原町高校生ソフトテニス大会

日時：1月5日(土) 会場：町民テニスコート

順位	氏名	学校名
優勝	崎原 唯	西原高校
準優勝	伊禮 風沙	首里高校
第3位	吉野 葵香	首里高校



※下記事業のお問い合わせは、①～③は坂田児童館、④～⑥は西原児童館、⑦～⑨は西原東児童館へ。

事業	日	時	備考
① マミーキッズスタートだよ!	17(水)	10:30～11:30	毎週水曜日・乳幼児の親子募集中
② ビデオ会	18(木)～20(土)		14:30開始。
③ こいのぼり集会	30(火)	15:30～16:30	ゲームなどで交流しよう
④ マミーキッズ	毎週(水)	10:30～11:30	乳幼児の親子募集中
⑤ 防犯ビデオ会	20(土)	14:00～15:00	
⑥ こいのぼり掲揚式	24(水)	10:00～11:00	マミーキッズ・西原幼稚園生
⑦ マミーキッズスタート	12(金)	10:30～11:30	幼児の親子、新規募集中
⑧ 地球アースディ(映写会)	19(金)16:00・20(土)14:00		自然映画、アニメをみます。
⑨ 手作り会	27(金)	14:00～15:30	要申込、材料費実費

と しょ かん 第102号 西原町立図書館
 図書館 だより TEL.944-4996 FAX.944-4997
 http://library.town.nishihara.okinawa.jp/
 Eメール library@town.nishihara.okinawa.jp



図書館カレンダー

April 4月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

開館日 【火～金】午前10時～午後7時
 【土・日】午前10時～午後5時
 休館日 毎週月曜日
 館内整理日(第3木曜日) 29日(昭和の日)
 30日定期休館日(29日の振替)
 □は休館日です。

2月の統計	
開館日数	22日
来館者数	11,264名
貸出点数	17,185点
1日平均貸出点数	781点

こどもの読書週間 4月19日～5月15日

～伝えよう絵本パワー～

子どもたちに「もっと本を」との願いから「こどもの読書週間」は始まりました。小さいときから本を読む楽しさを知っていることは、こどもの成長にとっても大切です。この期間は、大人が子どもに本を手渡すいい機会でもあります。西原町立図書館では、読み聞かせにおすすめの絵本を展示します。ぜひこの機会に、家庭や地域で絵本の持つ力を伝えていきませんか?



「こどもの読書週間」にちなんで「やぎおじさん(矢作四朗氏)のブラックパネルシアター」の公演を5月中旬に予定しています。お楽しみに!!

【利用者カードの更新手続きについて】

4月からは利用者カードの更新手続きが始まります。(詳しくは3月号をご覧ください)
 ※利用者カードをまだ作成していない方は、新年度を機に図書館をご利用ください。

定期行事	紙芝居(毎月第1、第3土曜日)	日時:4月6日・20日(土) 午前11時
	おはなし会(毎月第2、第4日曜日)	おはなしのへや
英語絵本読み聞かせ(毎月第2、第4日曜日)		
上映会(毎月第3日曜日)	集会室	日時:4月21日(日) 午前11時 上映作品「みんながおしえてくれました」(五味太郎)

みんなでほんをつくらうよ

今はまだ白い本。そこにリレーのようにページを綴り、だれも予想がつかないストーリーが完成する。その名も「Soup's ～本でつながる西原～」自由編・夢編。
 「自由編」…すてきなことをかいてください。
 「夢編」…あなたの夢をかいてください。
 みなさんも、一人の作者として参加してみませんか? 図書館に毎日置かれています。
 ※「Soup's」(スープス)とは「想・創」+「一かけら」→「sou」+「piece」⇒Soup's の事です。
 すでにこの企画はスタートしています。大人、子ども問わずぜひご参加ください。

※企画:琉球大学「学習環境デザイン論」受講生

毎月第3日曜日は「ファミリー読書デー」